

平成30年度第2回名張市入札等監視委員会 概要

第1 日時 平成30年8月22日（水）午後1時30分から午後3時5分

第2 場所 名張市役所 2階庁議室

第3 出席者

委員 仲西 秀子 （行政書士 行政書士仲西事務所）
川合 良司 （司法書士 三重県司法書士会伊賀支部長）
廣野 一三 （税理士 T K C全国会会員 税理士法人アチーブメント三重事務所）
河野 壮登 （弁護士 楠井法律事務所）
五十石 浩 （近畿大学工業高等専門学校准教授）

事務局 理事（設計審査・契約・検査担当） 契約管財室長 契約検査係長

第4 内容

1 委嘱状の交付

2 副市長あいさつ

3 委員紹介

4 委員長の選任

委員長 仲西委員
委員長職務代理 廣野委員

5 議事

（1）契約状況の報告について

対象期間 平成30年4月1日～平成30年6月30日

条件付き一般競争入札 74件

随意契約 226件

変更契約 52件

（2）抽出事案の審議について

①北中学校空調設備整備工事

（条件付き一般競争入札 都市整備部 営繕住宅室）

質問	回答
空調設備を整備した教室と整備していない教室があるのですか。	必要な普通教室や特別教室に空調設備を整備しました。家庭科室、図工室、木工室等、比較的使用頻度の少ない教室は、今回の整備の対象外としています。
設計金額、予定価格、最低制限価格の算	設計金額は歩掛により算出します。予定価

出方法を教えてください。	格は条件付き一般競争入札運用基準に基づき立会人3名がくじを引きまして、算定率を決定し予定価格を算出します。最低制限価格は最低制限価格を算出する計算式がありますので、それに基づいて算出します。
工事实績が必要な案件ですか。	家庭用の空調設備ではシステムも違いますので、今回は業務用の冷暖房設備の新設又は更新工事の実績のあることを入札参加の資格要件としています。
実績はどのように確認していますか。	契約書や仕様書、図面等を提出してもらい確認しています。
ガス式と電気式が混在しているのは、なぜですか。	ガス式で統一したかったのですが、保健室だけ場所が大きく離れていて、保健室にガスを配管すると費用が高額になってしまい、電気式の方が安価であるため、保健室だけ電気式としました。

②名張市立病院臨床検査業務委託（検査分野3）

（条件付き一般競争入札 市立病院事務局 総務企画室）

質問	回答
参考数量とは何ですか。	これくらい依頼しますという目安の数字です。過去の実績から算出しています。実際に依頼する件数は参考数量よりも多くなる場合も少なくなる場合もあります。
複数単価契約とはどのような契約ですか。	単価を決める契約を複数する契約です。例えば、Aの単価は300円、Bの単価は500円、Cの単価は1000円などです。数量については決まっておらず、参考に数量を示していますが、実際には、必要な数量で契約します。
設計単価はどのように算出していますか。	3業者に見積りを依頼し、一番安い金額で見積書を提出した業者の金額を設計単価として採用しています。
3業者では少ないですか。	3業者以上から見積りを徴取することになっていますので、3業者に限らず、他にも業者があるようでしたら、できるだけ多くの業者から見積りを徴取できるように努力します。

③新町特定空家解体撤去工事

(随意契約 都市整備部 営繕住宅室)

質問	回答
3業者から見積りを徴取したのですか。	3業者から見積りを徴取して、一番低い金額の業者と契約しました。
特定空家とは何ですか。	特定空家とは管理不全の空家であって、そのまま放置すれば倒壊しそうな状態、又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態など、放置することが不適切である状態にあると認められる空家等のことです。崩壊しそうな建物で、近隣に危険な影響を及ぼすものについては、特定空家に認定して、その認定後に強制執行、要は代執行をできるようにします。
建物の持ち主には、説明をしていますか。	当然、所有者に責任がありますので、市が代執行をするまでには、指導、勧告命令等の法的手続きを行います。それでも所有者が何もしない場合で、いよいよ建物が倒壊しそうな場合には、市が代執行命令書を出して執行します。
今回、強制執行は初めてですか。	初めてです。
特定空家は全て強制執行していくのですか。	特定空家の全てを代執行するということではありません。所有者に説明して、所有者自身により解体撤去していただきます。実際、所有者自身で解体撤去を行ったケースもあります。説明しても解体撤去していただけなくて、その周りの環境に危険を及ぼすような場合に、市が最終手段として代執行により解体撤去を行います。
解体撤去費用は所有者に請求するのですか。	代執行ですので、所有者に請求します。
相続放棄されていたら、解体撤去費用はどうなりますか。	相続放棄されていたら、解体撤去費用を請求することができませんので、その場合はどうしようもありません。ただ、今回は相続放棄がされていません。
相続放棄の場合であれば、基本的にこの土地が売れる様な土地であれば、相続財産管理人の選任をして、土地を売却して、そこから代執行で掛かった費用を徴収すると言う形になると思います。	御意見ありがとうございます。
見積徴取業者の選定理由は何ですか。	解体工事ができる業者で、解体後の補修も

	できる業者であって、地域性を重要視しまして、現場が旧町にありますので、その地区と十分意思疎通ができる様な、現場に近い旧町にある業者を選定しました。
3社のうち、1社の金額が低いですが、理由は分かりますか。	あくまでも推測ですが、この1社は、半年から1年前に、今回の現場の2軒隣を解体していきまして、この付近は同じような建物が並んでいますので、今回の解体についても、施工の方法等、費用についても、経験上ある程度把握ができていたのではないかと思います。

(3) その他

次回開催日は、11月28日（水）午後1時30分に決定。